

令和4年11月定例会 総務委員会（付託）

令和4年12月5日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

増富委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】

- 議案第36号 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第37号 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 令和5年度に向けた警察本部の施策の基本方針について（資料1）
- 警察職員による許認可事務における不適切処理事案について

友永警務部長

私からは、条例案について御説明いたします。

お手元の説明資料（その3）の1ページ目を御覧ください。

その他の議案等にありますが（1）条例案ア、徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

改正の理由は、令和4年10月12日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の警察職員の給与について改定を行う必要があるためでございます。

条例改正の概要は、最初に、徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、令和4年度実施分につきましては、全ての給料表について初任給及び若年層の給料月額を引き上げることとしております。また、勤勉手当については、12月期の支給割合を0.1月分引き上げ、100分の105とすることとしております。令和5年度実施分といたしましては、6月期と12月期の勤勉手当の支給割合を共に100分の100とすることで、年間の支給割合は維持したまま、均等化を図ることとしております。

次に、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正でございますが、職員の勤勉手当の引上げに伴い、期末手当を0.05月引き上げることとしております。

なお、施行日は公布の日からとしておりますが、給料表の引上げについては、令和5年4月1日、12月期の勤勉手当の引上げについては令和4年12月1日から適用することとし

ております。

続きまして、総務委員会説明資料3ページ目を御覧ください。

イ、徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましても、職員の勤勉手当が改定されることに鑑み、常勤職員との均衡を考慮し、会計年度任用警察職員の期末手当について改定を行う必要があるものでございます。

令和4年12月期の支給割合を0.05月分引き上げ、100分の130とすることとしております。その上で、令和5年度以後は、6月期と12月期の期末手当の支給割合を共に100分の127.5とすることで、年間の支給割合は維持したまま、均衡化を図ることとしております。

なお、施行日は公布の日からとしております。

以上が、条例案の概要でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

松林警察本部長

令和5年度に向けた警察本部の施策の基本方針について、お手元の資料に基づき御報告いたします。

資料左側の組織基盤の強化に向けた取組につきましては、徳島県警察・地域警察再編計画に基づき、24時間体制で事案対応する交番の更なる拡充を図るほか、情勢等を踏まえた組織体制を不断に見直すなど、変容する社会に対応した警察運営に努めてまいります。

また、サイバー犯罪捜査担当部門の人材育成や官民連携の更なる推進等により、サイバー事案への対処能力の向上に努めるほか、ウェブセミナー等、時代に即した採用募集活動により優秀な人材を確保するなど、人的基盤の強化に努めてまいります。

資料右側の推進すべき警察活動につきましては、身近な犯罪の抑止として、来年導入予定の県警察防犯アプリを効果的に活用して、県民の防犯意識の高揚等を図るほか、新たに改定した公費負担制度の適切な運用を図るなど、被害者支援の充実に努めてまいります。

重要犯罪等の徹底検挙として、捜査支援システムの活用や科学捜査の更なる推進により、重要犯罪等の早期検挙に努めてまいります。

交通死亡事故の抑止として、情勢や技術の進展等を踏まえた交通安全教育の推進、生活道路や通学路における交通指導取締りを実施するほか、ゾーン30プラスをはじめ、安全で快適な交通環境の整備に努めてまいります。

最後に、大規模災害、テロ等への対処として、G7広島サミットに向けた警備諸対策を推進するほか、防災拠点となる警察施設の機能強化等に努めてまいります。

以上、令和5年度に向けた警察本部の施策の基本方針について報告いたしました。

引き続き、御理解、御支援いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日浦首席監察官

私からは許可等事務における不適切処理事案の発生及びその処分について、御報告させていただきます。

本年12月1日、警察署勤務の男性巡查長30代を、許可等事務における不適切処理事案により減給100分の10、6月の懲戒処分とするとともに、当該職員の上司である男性警部

50代を戒告の懲戒処分としました。

また、警察署長や副署長、当該職員の上司である警部補についても、監督責任として、それぞれ本部長注意、所属長訓戒の内部処分としております。

事案は、当該巡査長が、本年6月から9月までの間に受理した猟銃所持等に関する許可等事務において、警察署長の決裁を受けずに許可証を作成し申請者に交付したもので、本年12月1日、当該巡査長を有印公文書偽造・同行使の被疑者として、徳島地方検察庁に書類送致いたしました。

このような事案は、適正な警察業務の推進に対する県民の信頼を著しく損ねるものであり、県民の皆様には深くおわび申し上げます。

県警察としては、今後、業務管理の見直しを図るとともに、幹部職員をはじめ全職員に対する指導教養を徹底し、再発防止に努めてまいります所存でございます。

私からの報告は以上です。

増富委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

北島委員

私からは、先ほど日浦首席監察官から御報告がございました懲戒処分事案について、幾つか質問させていただきます。

今年度、県警察におきましては、懲戒処分には至らないまでも、監督上の措置としてパワハラやセクハラといった不適正事案が多発しているように感じられております。このような中、今回、警察署勤務の職員の方が懲戒処分となる事案が発生したということでございます。

新聞報道によりますと、職員が必要な手続や決裁を踏まずに許認可事務を行っていた、また、本来行うべき調査ができていないケースもあったということで、猟銃等の許可申請をされた方への影響も気になるところでございます。

まず、今回の事案の概要や申請者への影響について、改めて説明をお願いできますでしょうか。

日浦首席監察官

本事案は、警察署生活安全課で許可等事務を担当していた男性巡査長が、本年6月から9月までの間に受理した猟銃等所持許可更新申請など合計17件の申請について、警察署長の決裁を受けずに許可証を作成し、申請者に交付したというものです。また、上司である男性警部は、男性巡査長が受理した申請について、必要な指導監督を怠り、当該巡査長の不適切な処理を惹起させたものです。

本年9月に、警察本部生活安全課生活安全企画課員が男性巡査長らが所属する警察署の業務点検を実施した際に、不適切な処理が明らかとなったものです。事案認知後、直ちに調査を実施した結果、男性巡査長が担当した事務のうち、不適切に処理した17件以外の申

請について問題は認められず、17件の申請についても許可要件を充足しているなど許可証の有効性が確認されており、申請者に対する影響はありませんでした。

なお、申請者に対しては、事案の経緯を丁寧に説明し、御理解を頂いているところでございます。

北島委員

ただいまの御説明を聞かせていただいて、申請者の方には影響がなかったということは分かりました。

この男性巡査長の行為は、警察署長の決裁を受けず、勝手に許可証を作成して申請者に交付していたということであります。また、文書偽造の罪で書類送致されたということでもありますので、その行為が非常に重大な問題であったということが伺えるところでございます。この許認可事務につきましては、申請者の権利に関わる重要な手続でありまして、このようなことは二度と起こってはならないと思っております。

今後、再発防止を考える上で、原因の分析が必要と考えますが、県警察として、今回の原因についてどのように分析しているのか、教えていただけますでしょうか。

日浦首席監察官

許可等事務は、県民が社会経済活動を行うための権利に関わる手続であり、不適切な取扱いは申請者に影響を及ぼすだけでなく、警察に対する信頼を著しく損ねることとなるため、いかなる場合であっても適正に行わなければならないところでございます。

今回の事案では、男性巡査長は許可等事務担当としての経験が少なく不慣れであったことから、交付期日に間に合わせようとして許可証を作成、交付したもので、警察職員としての職責の自覚や規範意識が欠如していたものと思われまます。また、男性警部は、男性巡査長が行う許可等事務について担当者任せにしており、幹部としての業務管理や部下に対する指導を適切に実施していなかったものであります。

県警察では、あらゆる機会を通じまして、全職員に対し、職責の自覚や倫理観のかん養に努めてまいりましたが、一部の職員には十分浸透していなかったものと考えております。

北島委員

経験が少なく不慣れだったという一面と、男性警部による業務管理の問題もあったということことです。

確かに属人的な問題もあるのかもしれませんが、やはり組織全体の対策も必要でありまして、組織としては担当者任せにするのではなく、職員がこういったミスを起こす状況から守ってあげるといふか、ミスを起こさない状況を作るといふことも必要なのかなと思っております。

警察で取り扱う許認可事務というのは、今回の猟銃所持に関するもののほか、古物営業や道路使用許可申請など多岐にわたっていると思っております。今回の件に限らず、同種事案を起こさない措置が今後必要だと思っておりますが、どのような対策を行っていくのか教えていただけますでしょうか。

日浦首席監察官

許可等事務は、県民の権利に関する手続でありますことから、いかなる場合であっても適正に行わなければならない、今回の事案を大変重く受け止めております。

県民から負託された責務を全うするためにも、非違事案の原因を的確に分析し、再発防止に向けた取組を行うことは、県警察として極めて重要であると認識しております。

今回の事案を受けまして、警察本部生活安全部において、業務管理の在り方について見直すとともに、幹部をはじめ許可等事務に携わる全職員に対しまして、業務管理の徹底と基本の遵守を徹底するよう指示したところでございます。

今後も、引き続き全職員に対する職務倫理教養を実施して高い倫理観のかん養に努めるとともに、幹部職員によるきめ細やかな身上把握と職員個々の能力や資質に応じた指導を徹底いたしまして、再発防止に努めてまいります。

北島委員

仕事をする上では、やはり組織による業務管理だったりシステムが必要だと思います。今回、事案に至った原因が、当該職員に過度な業務負担が掛かっていたのであれば、今回のような問題が起こらないよう、今後、体制を改善して業務管理の見直しを図るべきと思っております。

事前の総務委員会でも申しましたけれども、ミスの再発防止としては、職員個人に対してばかりではなく、負担や制約を掛けるようでは、また同じことが起こるように思われます。経験の浅い職員に対しましては、しっかりとした業務指導を行って、また、担当者任せにすることがないよう、上司や警察本部等、組織で業務管理、また、システムを構築しながら、こういった事案が二度と起こらないようお願いを申し上げて、質問を終わります。

岡本委員

地域警察再編計画について御質問いたします。

今年の春も三好署管内で交番を設置したと聞いております。

先ほど御説明のあったとおり、来年度の施策の基本方針の中で地域警察の再編について触れられております。更に取り組を進めようとしているのだなと思うのですが、これら再編について、治安への対応を目的としたものと一定の理解はしているところですが、地域の住民からすれば、近くにあった駐在所が統合されるという不安があります。そこで何点かお伺いしますが、今年度、再編を進めた交番や駐在所について、その効果について教えてもらいたいと思います。

船本警務部理事官

今年度の再編を進めた交番、駐在所についての御質問でございます。

令和4年度につきましては、鳴門警察署管内で2件、それと三好警察署管内におきましても2件の再編を行いました。

まず、鳴門警察署管内におきましては、撫養町交番に里浦町駐在所と署所在地、これは警察署を拠点として活動する地域警察官がおりましてこの係を署所在地というふうに呼んでおりますが、この撫養、里浦、そして署所在地を統合して、撫養町交番の体制強化を図りました。それと大谷駐在所と牛屋島駐在所を統合して複数勤務とし、駐在所の機能強化を図るとともに、名称を堀江駐在所に変更いたしました。

もう一つ、三好警察署管内におきましては、西庄駐在所と加茂駐在所を統合して三加茂交番を新たに設置いたしました。それと、辻駐在所と西井川駐在所を統合して複数勤務とし、駐在所の機能強化を図るとともに、名称を井川町駐在所に変更いたしました。

本年10月末現在における各警察署管内の情勢を数値的に見てみますと、刑法犯認知件数や人身交通事故の発生件数の減少が見られるなど、体制強化による効果的なパトロール実施などの成果が現れているものと認識してございます。

特に、県内で唯一24時間体制の交番がなかった三好警察署管内に新たに設置した三加茂交番では、統合前と比較して、刑法犯認知件数が約7割減少、人身交通事故発生件数も約2割減少しております。また、パトロールや巡回連絡、この巡回連絡といいますのは警察官が各御家庭を訪問いたしまして、お変わりございませんかとか何か困り事はないですかということで、住民の方々に直接接しさせていただく活動でございます。この巡回連絡と、パトロールの時間がそれぞれ約3倍に増えておるなどの成果が見られたところでございます。

岡本委員

非常に効果があったということで、特に三加茂交番の話を頂きました。効果があるということはずばらしいなと思っております。

犯罪の認知件数とか人身交通事故の発生件数が大幅に減少したということになりますよね。それはそれでいいなと思うのですが、来年度もいろいろと進めていこうとされてますので、再編を予定している対象の交番と駐在所について教えていただきたいと思っております。

船本警務部理事官

来年度、再編を予定している対象の交番、駐在所についての御質問でございます。

令和5年度につきましては、小松島警察署管内で2件、牟岐警察署管内で1件の再編を予定しているところでございます。

小松島警察署管内におきましては、赤石町駐在所と坂野町駐在所を統合して、あかいし交番を新たに設置する計画でございます。それと、ひのみね交番に田浦町駐在所と署所在地を統合して、ひのみね交番の体制強化を図る計画でございます。牟岐警察署管内におきましては、大里駐在所、浅川駐在所、それから奥浦駐在所の三つの駐在所を統合して、大里交番を新たに設置する計画でございます。来年度におきましては、今申し上げましたあかいし交番と大里交番の二つの交番を新たに設置いたしまして運用を開始する予定としております。

複数の警察官が24時間体制で事案に対応する交番を拡充することで、DV、ストーカー、児童虐待等、これらの事案は警察では人身安全関連事案ということで総称して呼んでおりますけれども、いつ発生するか分からない人身安全関連事案への対応はもとより、

夜間休日に発生する事件事故等につきましても、より迅速的確な対応が期待できるものと考えてございます。

岡本委員

来年度は、小松島署や牟岐署で交番や駐在所を統合というか充実させるということでした。

あかいし交番は、いいなと正直思っています。ただ、坂野はあかいしに行っていないんだけど、田浦駐在所は新しいんですね。すごい新しいんですね。多分、かなり説明していただかないと、地域の人から見ると何でってなると思えます。何かに利用していただくのでしょうか、そこは十分説明していただいて、ひのみね交番に行くのかな。十分説明していただいたほうがいいのかなって思います。

そういうことも含めて、いろんな取組について教えていただけますか。

船本警務部理事官

駐在所の施設のお話でございますとか住民の方々の不安解消をどうするんだという御質問と認識しております。

統合することとなります駐在所の管内につきましても、統合前と同様に、その地区を担当する警察官によりまして、先ほどもお話ししました巡回連絡や、あるいは地域行事への参加など地域住民の方々に寄り添わせていただく身近な地域警察活動を継続いたしまして、安全・安心の確保に努めてまいります。

また、これまでの再編におきましては、統合後の駐在所施設を警察官立寄所として、パトロールや防犯ボランティア活動の拠点として活用してきたものもでございます。先ほど、委員からもございました、施設が新しいのではないかとということでございますけれども、これまでは警察官立寄所も設置してきたということでございます。地域住民の方々のニーズや、あるいは施設の状況等を踏まえまして、統合となる駐在所の警察官立寄所としての活用についても、引き続き検討してまいります。

再編計画を進めさせていただくに際しましては、地域住民の方々から御理解を頂くことが重要でございます。来年度、令和5年春の運用開始に向けまして、引き続き、地域住民の方々へ丁寧な御説明を差し上げることはもとより、各種広報媒体を活用するなどして、再編計画の周知に努めてまいります。

岡本委員

警察官立寄所、防犯ボランティア活動の拠点としての駐在所というのはとてもいいことだなと思ってます。特に、田浦は新しいんで、いろんな人が出入りしたらいいなと思いますので、その辺もよろしくお願いします。

いつも言っているのですが、田舎の町では、正にあなたの町のお巡りさんが一番大事な命と暮らしを守ってくれる人なんですよ。私はたまたま近いので、よく駐在所のお巡りさんが来てくれますが、地域の状況とか、この辺にこんな人がいますよ、この人が病気がちですよとかそんなことまで、正にあなたの町のお巡りさんがやってくれているんです。

過疎も町としてはとても有り難いんです。本当に有り難いんですけども、統合して交番

ができることも非常にいいんですけども、統合後もそういった精神というのはずっと持ち続けてほしい。毎回言いますが、統合する所の皆さんには十分な周知をしてほしいなと思いますのでよろしくをお願いします。

東条委員

先ほど、本部長のほうから来年度に向けた施策の基本方針が出されました。

推進すべき警察活動の1番で、身近な犯罪の抑止ということで、県警察防犯アプリというのが出てきているのですけれども、何点かお伺いしたいと思います。

全国的に子供が誘拐されたり、わいせつ事件があったり、女性がストーカーや性犯罪の被害を受ける事件というのが後を絶たない、ますます悪化しているような状況になっていると思います。

令和5年中に防犯アプリを導入されるということですが、どういうふうに進められているのか、もう少し詳しく防犯アプリについての趣旨とか流れ、内容、概要についてお聞かせいただきたいと思います。

勝瑞生活安全企画課長

防犯アプリについての御質問でございます。

県警察では、これまで安心メールや県警ホームページ等を用いて、県民の方に対して防犯情報の提供を行ってきたところでございます。

この度、県民の方がスマートフォンを使って、防犯等に関する情報を容易に取得することができる徳島安全安心アプリ、スマートポリスを現在開発中でありまして、年明けの1月をめどに運用を開始することとしております。

東条委員

年明け早々ということなんですね。それは有り難いと思います。

防犯アプリにはどんな機能が付いているのか、持っているるとどんな効果があるのかということをお教えいただけますか。

勝瑞生活安全企画課長

アプリを開きますと、ホーム画面の地図上に利用者の位置情報とともに、周辺で発生した犯罪情報でありますとか、不審者の目撃情報、歩行者や自転車の交通事故発生状況等の情報が表示されるようになっております。

今いる地域の情報が直ちに確認できることから、防犯意識の高揚等に大きな効果があるとともに、地域の方々の自主防犯活動にも有効に活用していただけるものと考えております。

また、安心メールと同様、アプリを利用いただいている方に対し、重要事件の発生など直ちにお知らせしたい情報を通知する機能がありますほか、GPSを使って登下校する子供を見守ることや、不審者や痴漢等に遭遇した際に使える防犯ブザーの機能なども備えてございます。

女性や学生、また子育て世代の方を中心に、広く県民の方に利用していただきたいと考

えております。

東条委員

そしたら、不審者情報というのもすぐに分かったりするわけですか。

勝瑞生活安全企画課長

不審者情報を登録いたしますと地図上にそれが表示されます。表示されたアイコンをタップしますとどういう情報かという詳細な内容まで確認できるわけでございます。

東条委員

とっさのときというのは、声が出せないことがありますので、ブザーが付いているというのはとてもいいなと思います。

良いアプリだと思うのですが、実際、県民の皆様がこれをどう使うか、活用していただかないとせっかく作っても意味がないと思いますが、どういうふうに周知を図ろうとされているのか教えていただけますか。

勝瑞生活安全企画課長

委員御指摘のとおり、良いアプリを開発いたしましても、県民の方が知らなければ意味のないところがございます。したがって、県警ホームページや交番、駐在所のミニ広報紙、また、防犯キャンペーンや巡回連絡など、あらゆる媒体や機会を通じまして、広く県民の方に周知してまいりたいと考えております。

東条委員

できるだけ幅広い方々に知ってもらおうということで、できたら小中高校、大学など学校を拠点にPTA関連とか具体的に広げていただくと、持っていれば安心だなというような状況になるのではないかと思いますので、是非安心という周知をお願いして終わります。

古川委員

私からも一言だけ。

先ほど岡本委員からありましたけれども、私も地域情勢への的確な対応をくれぐれもよろしく願いしておきたいと思います。

今の答弁の中で巡回連絡とか地域行事への参加ということで、顔の見える関係というものをしっかりと作っていただきたい。今は、本当にいろんな事件が起こってきていますので、多様性とかいろいろあります。訳の分からないことを言うてくる人も多くて大変だとは思いますが、なんとか粘り強くやってほしいなと思っています。

巡回連絡というのはどんな感じでやられているのか、ちょっとだけ詳しく教えていただけたらと思うのですが。

勝瑞生活安全企画課長

巡回連絡についてでございます。

先ほど理事官のほうから説明がございましたように、各地区を担当する警察官が決まっております。各警察署の交番や駐在所に配置してございます。その所管区を受け持つ警察官が各家庭等を訪問いたしまして、何か困った事はないかですとか、例えば緊急の連絡先、離れて暮らす子供さんの電話番号などお聞きしたりして、地域住民の方についていろいろな状況を把握するという活動が巡回連絡でございます。住民の方に協力を頂きまして、各種情報を収集することを目的としたものでございまして、その情報等が災害や事件発生時に活用できるものと考えてございます。

古川委員

これはどれくらいの頻度でやっているのですか。毎日一定時間やっているとか、週に何回かとか、自分の担当する地域内で、今日はこの地域をと決めて全戸回っていくのか、それともランダムにピックアップしてやっているのかといったそのあたりはわかりますか。

勝瑞生活安全企画課長

頻度等に関しまして特別の定め等はございません。

地域警察官につきましては、1日につき、例えば巡回連絡をこれぐらいの時間やりなさい、警らをしてどれぐらいの時間をやりなさいということが定められております。その時間内に可能な限り巡回するということでございます。それぞれの警察官によって異なることでありますけれども、今日はこの地区を回ろう、じゃあ明日はこの地区を回ろうというような活動をしているところでありまして、ほぼ毎日、巡回連絡の勤務に当たっているところでございます。

増富委員長

小休します。（11時08分）

増富委員長

再開します。（11時09分）

勝瑞生活安全企画課長

一応の定めといたしましては、一般家庭については年1回以上という規定になってございます。

古川委員

空いた時間に積極的にやっていくという方針なので、県警察の姿勢によって、各人がどれだけやりきるかというのが出てくると思いますので全庁を挙げて取り組んでいただけたらと思います。

もう1点、今回の懲戒処分について、決裁を取らずに出すというのは、普通感覚というか、行政をやっている者の感覚では、こういうことは滅多にないことだなという感覚を

受けています。不慣れと言っても30代で巡査長ということなので新採じゃないですよ。

かなり忙しい時期だったということだったので、上のほうに言い出せずにやったのか、それとも安易にやっているのか。本人に関する部分なのか組織に関する部分なのかということは分かりかねますけれども、しっかりと状況を把握して、変えるところは変えてやっていかないと。忙しいのには理由があるわけですから、上に言ったらいいだけの話の気がしますし、そのあたりを把握をした上でぱっと流さずにしっかりと対応をしていただきたいと思っております。何か一言あれば。

日浦首席監察官

委員御指摘のとおり、今回の件につきましては、個人の資質、また組織のシステムによるものの両面であったと思います。

今後、先ほどの質問のお答えでも申しましたように、業務管理の在り方についてしっかりと見直しまして、幹部をはじめ許可等事務に携わる全職員に対しまして、もう一度、業務管理の徹底と基本の順守を徹底するよう指示しまして、実行してまいりたいと考えております。

増富委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第36号，議案第37号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時13分）